

## 新たな富山県障害者計画策定に当たっての基本的な考え方（案）

### 1 計画策定の趣旨

○本県では、これまで、数次にわたる障害者計画等に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

#### <これまでの主な経緯>

S57.9 「富山県障害者福祉計画」（～H3）策定

H3～ 「新富山県民総合計画」に基づく施策の推進

H8.9 「富山県民福祉条例」制定 ⇒ H15.3 「富山県民福祉基本計画」策定

H9.11 「富山県障害者計画（とやま障害者自立共生プラン）」（～H17）策定

- ・障害者基本法に基づく富山県の「障害者計画」
- ・富山県民福祉条例に基づく「個別計画」
- ・「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念の実現

H16.9 「富山県障害者計画（新とやま障害者自立共生プラン）」（～H25）策定

- ・障害者基本法に基づく富山県の「障害者計画」
- ・富山県民福祉条例に基づく「個別計画」
- ・「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念の下に、「共生社会」の実現を目指す

H19.3 「富山県第1期障害福祉計画」（～H20）策定

- ・障害者自立支援法に基づく、障害福祉サービスに関する実施計画

H21.3 「富山県障害者計画（新とやま障害者自立共生プラン）」（～H25）改定

現行計画(改定版)

- ・計画策定後の状況の変化に対応するため、国の後期「重点施策実施5か年計画」を受けて改定（基本理念等の変更はなし）
- ・「富山県第2期障害福祉計画」（～H23）と一体化した計画

H24.3 「富山県第3期障害福祉計画」（～H26）策定

○現行の障害者計画（H16～H25）においては、基本理念である「障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる『共生社会』の実現」を目指して各種施策に取り組んできたところである。

○その結果、グループホームやケアホームの整備が着実に進展したほか、日中活動を支援する事業所（生活介護、就労継続支援など）等も増加し、これらの利用者数が着実に増加したほか、黒部学園の全面改築による障害児の療育基盤整備など、サービス提供体制の整備も進んだ。また、今年度から、総合特区制度を活用し、富山型デイサービス事業所において就労継続支援B型事業を展開している。

○さらに、高度専門的なりハビリテーション医療を提供するとともに、重症の心身障害児や発達障害等の問題を抱える児童等に対する支援体制を充実・強化するため、高志リハビリテーション病院等の再編整備に着手した。

○こうした成果がある一方、ホームヘルプサービスの利用が他県に比べ低調であることや、就労支援事業所における工賃が低い水準に留まっていること、相談等の件数が増加している発達障害児者等への支援の充実が求められていることなど、多くの課題が残されている。また、東日本大震災の発生を踏まえ、障害者の防災支援体制を整備していくことも重要である。

○なお、本県の障害者の現在の状況については、障害者数の増加、高齢化の進展、障害の重度化・重複化などの傾向がみられるほか、障害者のニーズは多様化しており、適切に対応していくことが必要である。

○他方、国の近年の動きを見ると、平成 21 年 12 月から当面 5 年間で障害者制度改革の集中期間と位置付け、障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備を始めとする改革のための議論が行われ、その成果として、これまで障害者基本法の改正をはじめ、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定などが行われた。

○以上のとおり、現行計画における成果と課題、障害者の状況、国の障害者制度改革など諸状況の変化に加え、平成 24 年 4 月に策定された「新・元気とやま創造計画」及び「富山県民福祉基本計画（改訂版）」や今後策定・公表される国の新しい障害者基本計画等も踏まえ、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、平成 26 年度からの新しい計画を策定する。

2 計画の性格・位置づけ

3 計画の期間

4 基本理念

5 基本的視点

6 障害者の概念

7 施策体系と分野別施策

8 計画の推進体制

9 数値目標

別紙のとおり